

身体拘束最小化のための指針

当院は、患者の権利を制限し身体的・精神的な弊害を伴う身体拘束を、原則として行わないための体制や取り組みを「身体拘束最小化のための指針」に定めています。

本指針は、身体拘束を行わないことによって患者本人や他の患者等に危害が及ぶ等、やむをえず身体拘束を行わなければならない場合の適切なプロセスを定め、身体拘束の最小化を図ることを目的としています。

【身体拘束に関する基本原則】

身体拘束は非人道的な行為であり、人権侵害かつQOLの低下を招く行為であることから、患者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、原則として行わないこととし、まずは身体拘束を必要としない状態の実現を目指す。

【取り組み】

- ・安全面、事故防止の視点から対策の必要性をアセスメント
- ・原因を探り、原因の除去について多職種で検討
- ・身体拘束回避、代替方法の検討
- ・早期解除に向けた検討
- ・身体拘束最小化チームの設置

【身体拘束最小化チームの設置】

以下のとおり身体拘束最小化チームを設置し、身体拘束の最小化に向けた取り組みを行います。

- ①身体拘束の実施状況の確認・周知
- ②本指針の職員への周知徹底および定期的・適宜な見直し
- ③職員全体への教育、研修会の企画・実施
- ④同意なしで身体拘束を行う場合や、身体拘束の中止が患者等に危害をもたらす可能性が高い場合の協議（代替案や拘束解除に向けての検討を含む）

令和8年6月
中電病院

身体的拘束の実施状況

1. 地域包括ケア病棟

① 7 階病棟

	3月	4月	5月
入院料算定日数	1,324	1,105	1,193
身体的拘束を 実施した日数	2	0	11
実施割合 (単月)	0.15%	0.00%	0.92%
実施割合 (直近3ヶ月)	—	—	0.36%

2. 全病棟

	3月	4月	5月
入院料算定日数	4,387	3,747	3,247
身体的拘束を 実施した日数	2	0	11
実施割合 (単月)	0.05%	0.00%	0.34%
実施割合 (直近3ヶ月)	—	—	0.11%